

【開催日時・場所】

平成26年7月24日（木）午後5時00分～午後7時10分

消防庁舎4階会議室

【出席者】

（委員）50音順

飯島委員、稲垣委員、栢委員、佐々木委員、佐藤委員、清水委員、十文字委員、杉田委員、
早山委員、高橋委員、藤本委員

（市）

早瀬こども部長、井澤こども部次長、和田子育て支援課長、伊東こども保育課係長、
浅野目青少年課長、嶋崎青少年課主任主事

（事務局）

竹田こども政策課長、小澤こども部主幹、安達こども政策課係長、西川こども政策課主査、
石橋こども政策課主任主事、山下こども政策課主任主事、金木こども政策課主任主事、
伊藤こども政策課主事

【傍聴人数】

4人

【次第】

1. 開会

2. 議題

（1）子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準について（協議）

（2）教育・保育の確保方策について（協議）

（3）習志野市子どもの満足度調査の集計結果について（報告）

3. その他

（1）次回以降の会議日程及び議題等について

（2）その他

4. 閉会

【配付資料】

資料1-1 習志野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

資料1-2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の概要

資料2-1 習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）

資料2-2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の概要

資料3 保育の必要性の認定に関する基準について

資料4-1 習志野市放課後児童健全育成事業条例（案）

資料4-2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の概要

資料5 「子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準（案）」パブリックコメント実施結果
（概要）

(当日資料)

資料6-1 子ども・子育て支援事業計画保育確保方策(案)

資料6-2 0歳児の保育の「量の見込み」の修正について

資料6-3 既存・予定供給施設配置図

資料7 習志野市子どもの満足度調査集計表

【1. 開会】

【2. 議題】

(1) 子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準について(協議)

<事務局:竹田こども政策課長>

○事務局より、資料1-1~資料3及び資料5に基づいて説明。

<市:浅野目青少年課長>

○市より、資料4-1~資料5に基づいて説明。

《質疑》

<稲垣会長>

事務局への確認になるが、子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準については、本日の協議の状況にもよるが、本日最終案として確定したいということによろしいか。

<事務局:竹田こども政策課長>

9月の市議会への上程を考えており、そのようにお願いしたい。

<稲垣会長>

本会議で、新たな改善点等が出た場合は、その限りではないということによろしいか。

<事務局:竹田こども政策課長>

その限りではないということが良い。

<稲垣会長>

委員からまだ質問がないようなので、私から質問するが、習志野市放課後児童健全育成事業条例(案)の第9条について、放課後児童会の表現はこのままでよいか。

<事務局:浅野目青少年課長>

放課後児童会の利用を制限することについての御意見かと思う。この条例の利用制限の内容としては、感染症の疾病については、学校保健安全法の中で、小学校への出席が停止となる感染症があるので、そのような場合は同様に放課後児童会にも登室できないという利用制限を設けている。

また、心身の障がいについては、例えば痰の吸引をしなければならない場合、市では看護師を小学校に配置し、看護師がその児童をみている状況であり、このような場合、放課後児童会で同様に医療行為を行うことに困難が生じるため、利用制限が考えられる。その他としては、性行不良等で出席停止となる児童について、放課後児童会の利用制限をするということである。

<稲垣会長>

趣旨はわかるが、この表現は排他的であると思う。医療的なケア等の配慮を要する子どものうち、放課後児童会で安全・安心にお預かりすることが困難だと思われる児童については、説明では御遠慮願いたいということで、この文章からは障がいがあると放課後児童会が利用できないと

読めてしまう。制度としては、障がいのある子どもの利用も推進しようという流れであり、従来どおりの表現だと現状と齟齬があると思うので、検討していただきたい。説明の趣旨が、間違いなく伝わるようにしていただきたい。

<市：浅野目青少年課長>

文言等の整理を行い、検討していきたい。

<佐々木委員>

習志野市放課後児童健全育成事業条例（案）第5条第3項について、育成事業の設置場所を別に定めるとあるが、何に定めるのか。

<市：浅野目青少年課長>

育成事業の実施場所については、基本的には規則の中で定めたいと考えている。条例制定後、規則を定めることとなるが、入会の許可や各種申請書類等の様式と併せて、実施場所についても明記したいと考えている。

<稲垣会長>

規則に定めることにより、担当課で柔軟に対応できるということか。

<事務局：浅野目青少年課長>

条例は議会に上程し議会の承認を得る必要があるが、規則は市長の裁量の中で変えられるものである。実施場所については、放課後児童会の分割等により、今後増えていくことが考えられ、市長裁量の中で規則を変えて設置する方が、速やかに事業運営ができるため、規則で定めていきたい。

<佐々木委員>

以前、議会で放課後児童会の公設公営についての陳情・請願が採択されている。規則で定める場合、公設民営の放課後児童会を設置する際、議会の承認が不要になることを、危惧している。

<市：浅野目青少年課長>

来年度からの制度改正により、放課後児童会の対象児童が小学校高学年までに拡大され、市としては受け入れ枠を確保しなければならない中で、基本的には学校の敷地内で受け入れをしていくことを考えている。しかし、立地条件などの地域の実情は各場所で異なり、学校外へ求めていくことも考えなければ、全員を受け入れることは不可能である場合もあり、公設公営ですべて運営できるとは確約できないため、公設民営も検討すべきであると考えている。

<藤本委員>

公設公営でまかないきれなくなったら民間への説明があったが、そもそも公設公営が第一でなくてはならないのか。民営化については様々な意見があるが、選択するのは保護者であり、いろいろなかたちの放課後児童会があってよいのではないか。習志野市では学校にあるのが一般的なのかと思うが、他市では幼稚園が学童をやっていることも多い。それぞれの特色があるので、いろいろな選択肢があってもよいと思うが、公設公営で行うことを最優先で考え、その後民営を考えることとなるのか。また、民間事業者が手を挙げた場合は、参入できるのか。

<市：浅野目青少年課長>

民間参入については、運営したいという事業者がいれば拒む理由はないため、受け入れることとなる。市としては、可能な限り公設公営で運営していきたいが、立地や地域の実情等で学校外

に求めざるを得ないこともある。その場合は当然民営についても検討しなくてはならないと考えている。

<稲垣会長>

いずれの場合においても大切なのはガイドラインである。また、社会福祉法人は民と捉えがちだがパブリックな存在である。社会福祉法人がその機能を活かしながら放課後児童会を行うなど、多様な形がある。一番大切なのは子どもたちが、不安で危険な状態に陥らないように健全な資源をどうとらえていくのかということであり、そこに関心をおいていただきたい。大切なのは、評価を適切に加えていくことである。施設の量を増やしても質が劣化することもあり、今回多くの方がパブリックコメントで意見を挙げているように、預け先が増えると利用希望者が増えると思われる。それに合わせて質の悪いものが増えることのないように、今後の方策として評価を加えていくなど、官民がその事業を子どもたちにとってメリットのあるものとして考えていただきたい。

また要望になるが、事故報告について、事故になったものの報告だけではなく、ヒヤリハットで事故にならなかったがリスクの高かったものは必ず報告してストックしていただきたい。その場にいた方の対応がよかったため、事故にはならなかっただけで、リスクの生じる環境やサービスは改善が必要である。事故の報告だけではなく、ヒヤリハットの報告もしていただきたい。

<飯島委員>

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の概要の、第32条④の賠償すべき事故についてどういったものを想定しているのか。また、「遅滞なく」ではなく「速やかに」という文言を選んだ理由を教えてください。さらに、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の概要の第21条の③について、習志野市における事業者とは、誰になるのか。

<事務局：竹田こども政策課長>

例えば事故が起きて児童が怪我をした場合、責任の所在については、施設側の現場の職員の管理不行届きがあれば事業主、公立であれば市が責めを負うこととなる。市が賠償する場合は和解が前提となるため、弁護士等を介し、適正な金額で適正な時期に和解をすることとなる。そういった意味で「遅滞なく」と「速やかに」という部分については、国が定める基準の表現であるが、「速やかに」の方がより早い対応が求められるということで選択した。

<事務局：浅野目青少年課長>

放課後児童健全育成事業の事業者について、現在は市で運営しているため習志野市となるが、今後民間が運営することとなった場合は民間事業者となる。

<飯島委員>

将来的に民間参入があった場合に、市と同じように損害賠償ができるのか。職員の過失等により裁判となった場合、「速やかに」とはいかないと思うが、対応については現段階でどのように考えているのか。

<市：浅野目青少年課長>

将来、公設民営となり、公設の施設の管理者は習志野市、運営は民間となった場合に、損害賠償が発生した場合の責任の所在は、どこに瑕疵があるのかによる。できるだけ速やかに賠償すべきだが、裁判等が発生しないとは限らないため、管理責任の中で、どこが損害賠償を負うのか民

間が参入した際は、明確にしたい。

<稲垣会長>

従来もこうしたケースについては対応していると思うがいかがか。賠償すべき事故が発生した場合、保険の枠内で対応する場合と、両者の理解の不一致で訴訟になる場合がある。基準として、この部分をより明確化すると思うがいかがか。

<事務局：浅野目青少年課長>

従来では、管理者が加入する傷害保険の中で対応している。今後新たな事業者が参入しても同様の考えで進めていきたい。

<佐々木委員>

秘密保持の運用方法等について、市の考えを聞きたい。

<市：浅野目青少年課長>

公務員という立場から現在でも、業務上知り得た情報は対象者本人の家族であっても漏らしてはならない。今後も国の基準を守っていくという考えである。

<佐々木委員>

秘密保持については、マニュアル等をつくって、対応していただきたい。

<稲垣会長>

個人情報保護法による守秘義務があるため、法令を遵守し、管理がルーズにならないようにしていただきたい。今回職員配置に規定されているものに国家資格の有資格者があるが、資格の中にも守秘義務規定があるため、それに反すると罰則規定が伴ってくる。新しい事業が始まり、様々な人が配置されても、守秘義務については遵守していただきたい。

<高橋委員>

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の概要の第7条では、職員の一般的要件として訓練を受けた者と記載があり、第10条には従事者として国家資格の有資格者等が記載されている。この差は何かあるのか。

<市：浅野目青少年課長>

第7条については、基本的には、出来る限り児童福祉事業に従事した経験がある者でなければならないということだと考える。また、そういう者を指して「訓練を受けた者」としていると考えていただきたい。第10条では、支援員について①～⑨までの要件があるが、例えば⑨において、類似事業に2年以上従事した者とあるが、経験を訓練に合致するものと捉えていただきたい。

<稲垣会長>

保育士や幼稚園教諭等は当然実習を経験しており、法制度の理解がなければ資格を取ることができないため、それが訓練に該当する。また、経験の場がOJT（オン・ザ・ジョブトレーニング）の形で訓練とみなすという理解でよいか。

<市：浅野目青少年課長>

そのように理解している。また、支援員においては、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないが、こういった経験も訓練と考えている。

<稲垣会長>

制度施策を増やし、民間活力の導入や市民の活躍の場が広がっていくのはいいが、基準を緩や

かにし、いろいろな人が参加できる仕組みになってきている。新事業で社会的養護施設も子育て経験者が参入できるようになると国は言っている。少しの経験でできることが、本当にその事業に従事する専門性の保証になるかは疑問がある部分である。できれば習志野市で、その職に就いた後も良質な支援が展開できるような研修を企画していただければと思う。

<栢委員>

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）のパブリックコメントの意見について、No. 8 指導員の年齢のバランスやNo. 14 雇用条件等の実情について教えていただきたい。

<市：浅野目青少年課長>

指導員の雇用と待遇の部分について、年齢制限はせずに募集をかけている。中間の年齢層については正職員に就いている方が多いため応募が少なく、実際に雇用している人は、若い方が年配の方が多くなっている。年配の方についても児童の生活指導にあたる必要があり、運動等も行うため、子どもの動きについていけるのか等の体力面も勘案し、雇用している。船橋市の時給が習志野市に比べ 200 円ほど高いことは事実である。船橋市は近隣市でも突出しており、全体的に臨時職員の時給が高く設定されるとともに、他の自治体にはない採用試験を実施し、採用している。それ以外の近隣市については時給の差はほとんどない。なぜ高い水準まで持っていけないのかといった御意見はいただいているが、習志野市職員全体の賃金を基準に設定している。

<栢委員>

指導員の年齢のことで、不安に思っている方への伝え方を工夫していただきたい。また、資金の問題もあるが、運動と生活の指導については、別々の方が見るなどの役割分担をしてもよいのではないと思う。放課後児童会から話がそれるかもしれないが、子どもたちが放課後をどれだけ安全に過ごせるか考えると、現在学校の校庭を遊びに使うことが難しい現状があるが、そこで友達と遊べるのであれば、年配の方に見てもらえるだけで十分であるなど、他の方向からも子どもたちの過ごし方を考えていただきたい。こども会館等の子どもが過ごせる場所や子ども 110 番等、安心して助けを求められる場所等が確保され、保護者も安心できればそういった過ごし方もできるかと思う。

また、習志野市放課後児童健全育成事業条例（案）の第9条についてだが、保護者の考えにより、子どもの学習障がいについて明らかにしている方としていない方がいる。明らかにした方が理解を得やすいという考え方と、明らかにするとレッテルを貼られると不安を覚える考え方がある。周りの保護者からは学習障がいの子についてなかなか理解を得られないことがある。その保護者がこの一文を見ると、あの子がこの一文にあたるのではないか、あの子がこの放課後児童会にいないかと考える可能性があるもので、言葉による配慮をしていただき、お互いが理解して一緒に過ごすことがよいと思えるような形になればよいと思う。

<稲垣会長>

優れた実践をしているとそれがモデルになり様々なサービスが向上していく。課題を抱えた子どもをうまく引き入れていく方法をお見せすれば安心して子どもを預けられ、そのやり方が普遍的になれば、様々な課題を抱えた子どもたちが放課後安全に過ごすことができる場所が増えてくる。あくまでもここに規定されているものは、最低限度これだけは整備しようというものだが、それが最高基準にならないように、各委員から指摘のあったところに留意をしながら、質の部分

も創意工夫して高めていただきたい。

ひとつの制度をひとつの制度として運用するだけではなく、様々な工夫を加えて豊かなものとし、子どもたちにとって安全・安心な場所が増えることで、子育ては楽しいと思えるようにしたい。放課後児童健全育成事業は、最も社会に見える子育てだと思ふ。放課後児童健全育成事業はこれまで比較的議論が少なかったが、今回は非常に建設的な意見をいただいたので、今後の運用の中で、どう具体化していくか考えていただきたい。この会議としても習志野市の放課後児童健全育成事業が、安全でバリエーションも豊かで様々な課題を持った子どもたちも包括していくソーシャルインクルージョンを実現できる事業となるよう、見守っていききたい。

以上議論をしてきたが、子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準について、確定ということではよろしいか。

<全委員>

異議なし。

(2) 教育・保育の確保方策について（協議）

<事務局：竹田こども政策課長>

○事務局より、(当日資料) 資料6-1、6-2、6-3に基づいて説明。

《質疑》

<佐々木委員>

子ども・子育て支援事業計画保育確保方策(案)の、習志野市の保育所職員配置基準見直し案で2歳児の保育士配置基準が5:1から6:1と変更しようとしているのは残念に思う。2歳児は1クラスあたり十数人ということが多く、5:1から6:1になると人数によっては保育士が2人でよいことがあり、余った先生を他のクラスにまわすのだろうと思う。3歳児が17:1から15:1に変更となっているが、3歳児は1クラス20名前後が多いため、変更しても保育士の配置の数の変動はない。3歳児から5歳児も同様なため、2歳児で人を確保し、他の年齢にまわすような意図を感じた。定員以下で受入れ、運営することは良いことだが、このままの配置基準見直し案ではなく、様々な方の意見を聞き、検討していただきたい。

<事務局：竹田こども政策課長>

この配置基準は決定ではないが、待機児童が多い中で定員を引き上げる必要があるが、保育士が不足しているためお受けできないという現状もあり、喫緊の課題の待機児童を速やかに解消するため苦渋の選択をしなければならない。ある一定程度保育需要が落ち着けば、元の基準に戻すことも考える時期があると思うが、緊急事態という中で、このような基準案をお示しさせていただいた。

<稲垣会長>

確保方策は今回のものすべてとなるのか。

<事務局：竹田こども政策課長>

保育の確保方策は今回のものがすべてとなる。次回の会議でその他の事業について御提案したい。

<稲垣会長>

確保方策においては、枠をつくるだけでなく、どうやって人を確保していくのかという方法論が必要かと思う。資格はあるが働いていない人たちをどう掘り起こすか。現状の保育所でも保育士不足のところへ様々な資源を増やそうとした場合に、中学校区ごとに新たな確保方策として認可保育所や小規模保育事業を増やしていくということは、確実に保育者のニーズが高まることとなる。方策は枠を増やしたらどう充足するかという方法論もあって初めて確保策になるかと思うが、いかがか。

<事務局：竹田こども政策課長>

御指摘のとおりである。現在、常に保育士の募集をしており、市ホームページでも公表しているが、潜在的な保育士が多数いる中で、昨年度末から現場見学等で体験していただくという企画にも取り組んでいる。今年1年かけて、市内の各保育所で募集をかけている。そういった取り組みで少しでも人の確保を進めていきたい。

<稲垣会長>

現在、求められる保育が変わってきており、現場を離れた方が経験してきたことと、今の保育現場で提供されているサービスの間にはかなりの差がある。それを埋める方策をしなければ、潜在的な方々が不安を感じてしまう。職場体験も大切だが、後押しすることも必要である。

<事務局：竹田こども政策課長>

定員の増員について申し上げたが、定員数1,811人から80人増員となる1,891人を目指すことになる。配置基準の見直しを合わせて行うことで、数的には現在保育士が219人必要であるということだが、現在は218人であるため、保育士の数は変わらず定員を増やすことができるので、こういった取り組みもさせていきたい。

<事務局：小澤こども部主幹>

また、質の確保も非常に重要となる。公立保育所も臨採の職員が増えている。質の高い保育を実施するために、保育の技術の継承が課題になってくる。今後、私立の保育園を誘致することとなるが、私立の保育園はできるだけ職員を継続して雇用し、質を確保していただきたいが、公立では、今後はその部分が非常に困難になる部分がある。そういう意味では私立の力を借り、私立の質の確保をしながら、公立の質も維持し、その部分の確認も含めて今後市としての役割を担っていかなくてはならないと思っている。

<稲垣会長>

急に方策がつかれるというものではないので、保育士が足りなくなった時のことを考えて、きちんと備えてほしい。保育士の家族のバックアップも求められており、子どものケアやフォローアップをする体制等、保育ニーズにあったサービスをどう構築していくのかを考えていきたい。

<栢委員>

潜在的な保育士の掘り起こしの部分で、知り合いに幼稚園の先生や保育所の先生だった方が多いが、フルタイムで働くと自分の子育てができないため働いていない方がいる。そういった方が、自分の子育てをしながらスキルを活かす道があればよいと思う。

<事務局：小澤こども部主幹>

私立では、短時間で働く有資格者をうまく1日の中で繋いで保育を組み立てている事例がある。公立としてどこまで見習うことが可能か検討すべきだが、1日保育する職員がおり、かつ短時間

勤務の職員の力を借りる等、多様な雇用の仕方をする、応募が集まりやすいということを知っている。そういった意味で、資格を有してやる気があり、人格的にも優れている人たちを今後どう活用していくか、検討していきたい。

<稲垣会長>

工夫の必要なところで、特に保育職は圧倒的に女性が多い職種なため、自分のライフスタイルと合わせながら働いていく雇用の場をどうつくっていくのか大切だと思う。

<藤本委員>

こういった仕事に就きたくても、時給が安いために別の仕事をしている場合があると思う。質をある程度確保して保育士を採用できるように、待遇をある程度改善しなければならないと思う。公私関係なく、その部分の補助等の財政的な支援については、どう考えているのか。

<事務局：竹田こども政策課長>

正規職員は別だが、臨時職員の有資格者については、待遇改善が求められている。同様の仕事で近隣市と賃金体系が異なると、少しでも高いところに行く事例があるため、待遇面については更なる検討が必要であると考えている。

<稲垣会長>

社会福祉の領域は保育士だけではなく、他の職種も比較的低賃金である。高齢者介護については、職員の確保を海外に向けていく状況となっており、このままいくと子どもの領域もそうなりかねない。力を合わせて福祉の領域の賃金状況を変えていく必要がある。放課後児童健全育成事業の従事者の資格要件に社会福祉士とあるが、大学生でもやりたい人はいるが、将来のある若い人が臨時採用で働くとなると夢が見られないため、就きたい人が就けない仕事となっている状況もある。他の部分は市として取り組むことも必要だが、力を合わせて国の施策を変えていくというところにも目と力を向けていかなければならない。

<佐々木委員>

提案だが、他都市では、自分が入所を希望した公立保育所が入所要件何点以上で入所できるのか、自分は何点なのか、公開しているところがある。このようになると保護者も不安がたまず安心できるのではないかと。

<稲垣会長>

新制度の中ではうまく契約や交渉できない人のサポートをすることにも力を入れるようになったため、佐々木委員の意見を参考にし、格差が出ないように細やかにサポートしていただきたい。

<早山委員>

職員の人員確保等努力されていると思うが、急速に増えるものではない。今回の事務局の提案には、その中で待機児童を減らそうという工夫が見えている。新制度になって、案内をみて自ら申請できる方がいいが、どうしてよいかわからない方について、相談員等が市にいると助かるかと思う。うまく利用できるように、「人」の体制を整えていただくと良いかと思う。

<事務局：竹田こども政策課長>

新制度では利用者支援事業があり、習志野市では、案内人として、子育て支援コンシェルジュを創設し、将来的には7つの各中学校区で活躍していただきたいと考えている。なお、平成26年7月15日から東習志野こども園のこどもセンターで所定の研修を修了したコンシェルジュを

配置した。今後、コンシェルジュを数多く配置していきたい。

<稲垣会長>

確保方策については、次回会議においても引き続き議論していきたい。

(3) 習志野市子どもの満足度調査の集計結果について(報告)

<事務局：竹田こども政策課長>

○事務局より、(当日資料7) 習志野市子どもの満足度調査集計表に基づいて報告。

【3. その他】

(1) 次回会議日程及び議題等について

○8/18(月) 15:00~17:00 消防庁舎4階会議室

○議題「教育・保育の確保方策について」

「地域子ども・子育て支援事業の確保方策について」

【4. 閉会】

【所属課】

こども政策課

電話番号：047-451-1151(内線 442、433)

FAX 番号：047-453-5512